

## 美濃加茂市営住宅の設置及び管理に関する条例(案)

### 一部改正の内容

#### ① 連帯保証人の人数の変更 : 2人 → 1人

近年、身寄りのない単身高齢者等が増加し、市営住宅への入居に際して連帯保証人の確保が困難となることが懸念されることから、連帯保証人の人数を減らします。

#### ② 連帯保証人の保証上限額(極度額)の設定 : 当初家賃の24ヶ月分

民法の一部(債権法)改正により個人根保証契約に極度額の設定が必要となります。

改正後	改正前
<p>(住宅入居の手続)</p> <p>第11条 市営住宅の入居決定者は、決定の日から10日以内に、次に掲げる手続きをしなければならない。</p> <p>(1) 入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、市長が適当と認める連帯保証人の連署する契約書を提出すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長は、特別の事情があると認める者に対しては、第1項第1号の規定による契約書に<u>連帯保証人の連署を免除</u>することができる。</p> <p>4 市長は、市営住宅の入居決定者が第1項又は第2項に規定する期間内に<u>第1項各号</u>の手続をしないときは、市営住宅の入居の決定を取り消すことができる。</p>	<p>(住宅入居の手続)</p> <p>第11条 市営住宅の入居決定者は、決定の日から10日以内に、次に掲げる手続きをしなければならない。</p> <p>(1) 入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、市長が適当と認める連帯保証人<u>2人</u>の連署する契約書を提出すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長は、特別の事情があると認める者に対しては、第1項第1号の規定による契約書に<u>連帯保証人2人の連署を必要としないこと</u>とすることができる。</p> <p>4 市長は、市営住宅の入居決定者が第1項又は第2項に規定する期間内に<u>第1項</u>の手続をしないときは、市営住宅の入居の決定を取り消すことができる。</p>

<p>5 市長は、市営住宅の入居決定者が<u>第1項各号</u>の手続をしたときは、当該入居決定者に対して速やかに市営住宅の入居可能日を通知しなければならない。</p> <p>6 (略)</p> <p>(連帯保証人の責務)</p> <p><u>第11条の2</u> 連帯保証人は、入居者がこの条例及び規則に定める義務を履行しないときは、直ちに入居者に代わってその義務を履行しなければならない。ただし、連帯保証人の負担する債務の極度額は、入居当初家賃の24月分とする。</p>	<p>5 市長は、市営住宅の入居決定者が<u>第1項又は第2項</u>の手続をしたときは、当該入居決定者に対して速やかに市営住宅の入居可能日を通知しなければならない。</p> <p>6 (略)</p>
---	--

施行日…令和2年4月1日